

資料

○高知市旧関川家住宅民家資料館条例

○高知市旧関川家住宅民家資料館条例施行規則



○高知市旧関川家住宅民家資料館条例

平成2年4月1日

条例第7号

改正 平成5年4月1日条例第29号

平成17年2月11日条例第67号

平成18年4月1日条例第5号

令和3年1月1日条例第3号

(設置)

第1条 重要文化財旧関川家住宅を保存し、郷土に係る歴史民俗資料（以下「資料」という。）を収集して展示するとともに、社会教育の振興に資するため、本市に高知市旧関川家住宅民家資料館（以下「旧関川家住宅」という。）を設置する。

(位置)

第2条 旧関川家住宅の位置は、次のとおりとする。

高知市一宮中町三丁目11番59号

(入館承認)

第3条 旧関川家住宅へ入館しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、旧関川家住宅への入館を承認せず、又は退館を命ずることができる。

(1) 建物、附属物（以下「建物等」という。）又は資料を破損するおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他入館させることが適当でないとき。

(入館料)

第4条 旧関川家住宅の入館料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第5条 入館者は、建物又は資料を損傷し、又は滅失させたときは、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 11 日条例第 67 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 1 日条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 12 条から第 30 条までの規定による改正前の条例の規定に基づき高知市教育委員会若しくはその権限の委任を受けた高知市教育長（以下「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は教育委員会等に対してなされた届出その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、第 12 条から第 30 条までの規定による改正後の条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

○高知市旧関川家住宅民家資料館条例施行規則

令和3年4月1日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市旧関川家住宅民家資料館条例（平成2年条例第7号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館及び休館)

第2条 高知市旧関川家住宅民家資料館（以下「旧関川家住宅」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 旧関川家住宅の定期休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

(1) 水曜日

(2) 12月27日から翌年の1月3日までの日

(管理人)

第3条 市長は、必要に応じて旧関川家住宅を管理する管理人（以下「管理人」という。）を置く。

2 管理人は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 旧関川家住宅の建物及び附属物並びに資料の維持管理（防災及び清掃を含む。）に関すること。

(2) 入館者に対する指示等に関すること。

(3) 前2号に掲げる業務に関する日誌等の文書の記録及び保管に関すること。

(資料の受入れ等)

第4条 市長は、資料を購入し、又は寄贈若しくは寄託を受けることにより、資料の受入れをすることができる。

2 市長は、資料の購入その他の受入れ及び払出しに関する台帳を備えて、資料の管理を明らかにしなければならない。この場合において、雑誌、新聞、パンフレット、リーフレット、ポスター等については、台帳への記載を省略することができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。